

## 2. 審議事項 1) 2015(平成27)年度事業計画並びに収支予算について(案)

(2015.04.01～2016.03.31)

### 事業目標

- I 会則に基づく組織化の推進と財政健全化の確立
- II 地区支部同窓会活動の活性化推進
- III 母校支援のための歴史継承事業創設
- IV 2015年度「酪農学園同窓会」への統合推進

### I 会則に基づく組織化の推進と財政健全化の確立

#### 1. 会則に伴う関連諸規程等の整備(継続)

- 1) 地区支部の設置推進。
- 2) 会則上の北海道地区支部の区割の一部見直し。

#### 2. 財政健全化方策の検討(継続)

- 1) 地区支部の総会時通信費の助成実施。
- 2) 地区支部活動費の助成実施
- 3) 地区支部会長の旅費交通費の一部助成実施

#### 3. 大学同窓会校友会との業務統合

- 1) 大学校友会と地区支部活動業務を統合。

#### 4. 会員情報の管理(継続)

- 1) 卒業生名簿管理のため追跡調査の実施。

#### 5. 学校法人酪農学園との懇談会開催(継続)

- 1) 総会時に学校法人酪農学園役員との懇談会開催。

#### 6. 同窓生講演会の開催(継続)

- 1) ホームカミングデー時に、同窓生講演会を開催。

#### 7. 生涯学習講座事業の実施(継続)

- 1) 卒後の生涯学習講座事業への支援実施。

#### 8. 新卒者への記念品の贈呈(継続)

- 1) 新卒者に対して、記念品の贈呈。(大学校友会、高校同窓会等で実施)

#### 9. 同窓会報の発行等(継続)

- 1) 「学園だより」を活用した同窓会開催案内の告知。
- 2) 同窓会だより「NEWS LETTER」の継続発行。

#### 10. 同窓会ホームページの管理(継続)

- 1) WEBの双方向性を活用、同窓会と会員との連携を深めるサイトとしての役割の確立。
- 2) 行事予定を一元化し情報の共有化を推進。

### 11. 大学卒業生への案内告知の追加(新規)

- 1) 2013年度からの大学卒業生に e-mail が付与されたため、各種案内でメールによる配信推進。

### 12. 同窓会奨励賞の設置検討(継続)

- 1) 2015年度以降に同窓会奨励賞等を設置する方向で検討したい。

### 13. 同窓生への求人情報の提供(継続)

- 1) 就職部と連携し、同窓生に求人情報を提供。

### II 地区支部同窓会活動の活性化推進

#### 14. 支部同窓会会長会議(地区別)の開催(新規)

- 1) 地区・支部活動推進に向けて、地区・支部間の情報交換を行うため、支部会長会議を開催。

#### 15. 地区・支部同窓会等への支援(継続)

- 1) 長期活動休止支部への積極的な働きかけを行い、支部活動の活性化を計画。
- 2) 新支部の設立に向けての支援。
- 3) 地区・支部企画行事への支援。
- 4) クラブOB会、研究室等OB会、教員OB会、同期会等への支援。

#### 16. 第14回全日本ホルスタイン共進会開催に伴う同窓会について(新規)

- 1) 全共北海道開催に伴う府県からの来道者を含めた歓迎同窓会の開催企画(10月24日予定)

### III 母校支援のための歴史継承事業を創設

#### 17. 同窓生会館内の復元教室を活用した生涯学習講座やギャラリーの検討(新規)

- 1) 同窓生会館内復元教室を利用し、後援会、貴農同志会等と共催して、同窓生、学園関係者、市民向け生涯学習講座の企画。
- 2) OB写真展や絵画展等ギャラリーの開設の検討。
- 3) 短大Ⅱコースの記念誌編纂発行協力。

## 2015年度 一般会計収支予算書(案)

自 2015年4月 1日

至 2016年3月31日

科 目	14 予算額	14 決算額(B)	15 予算額(C)	増減 (C-B)	備 考
単位同窓会負担金	957,374	957,374	957,374	0	単位同窓会
大学短大住所管理負担金	500,000	500,000	500,000	0	大学
酪農学園助成金	2,100,000	2,100,000	2,100,000	0	法人
生涯学習講座開設助成金	0	0	0	0	後援会より助成
酪農学校学籍管理受託金	500,000	500,000	500,000	0	法人より業務受託
受取利息金	1,000	191	1,000	809	
特別会計より繰入	1,000,000	2,000,000	0	-2,000,000	
雑収入	0	0	0		祝金等
校友会地区支部助成金	5,614,250	4,285,979	5,774,250	1,488,271	通信費、旅費交通費
当年度収入計 (A)	10,672,624	10,343,544	9,832,624	-510,920	
前年度繰越金	1,387,596	1,387,596	614,416	-773,180	
収入合計 (B)	12,060,220	11,731,140	10,447,040	-1,284,100	
職員人件費	0	0	0	0	
事務処理業務委託費	2,050,000	2,107,136	2,200,000	92,864	業務委託料
運営費	3,330,000	3,652,680	1,510,000	-2,142,680	
消耗品費	130,000	147,545	150,000	2,455	事務用品等
消耗器具費	0	4,172	0	-4,172	
光熱水費	300,000	312,429	310,000	-2,429	電気・灯油・下水道
旅費交通費	2,000,000	2,131,150	500,000	-1,631,150	総会・地区総会等
通信費	150,000	90,100	100,000	9,900	電話・切手
印刷製本費	150,000	191,799	200,000	8,201	コピー等
会議費	100,000	150,965	150,000	-965	役員会・交流会等
雑費	500,000	624,520	100,000	-524,520	慶弔・地区立上等
住所等調査費	50,000	20,929	50,000	29,071	卒業生住所追跡
生涯学習講座運営費	1,000,000	1,050,000	1,600,000	550,000	講座運営経費等
特別会計繰入金	0	0	0	0	
校友会地区支部助成金	5,614,250	4,285,979	4,500,000	214,021	通信費、旅費交通費
予備費	15,970	0	587,040	587,040	
当年度支出計 (C)	12,060,220	11,116,724	10,447,040	-669,684	
当年収支差額 (A-C)	-1,387,596	-773,180	-614,416	158,764	
次年度繰越金 (B-C)	0	614,416	0	-614,416	

## 2015 年度 特別会計収支予算書

自 2015 年 4 月 1 日

至 2016 年 3 月 31 日

科 目	14 年予算額 (A)	14 年決算額 (B)	15 年予算額 (C)	増 減 (C-B)	備 考
前年度繰越金	4,810,321	4,810,321	2,810,628	-1,999,693	
一般会計繰越金	0	0	0	0	
寄付金	0	0	0	0	
受取利息金	1,000	307	500	193	
収入合計	4,811,321	4,810,628	2,811,128	-1,999,500	
基金取崩	1,000,000	2,000,000	0	-2,000,000	一般会計へ繰入
支出合計	1,000,000	2,000,000	0	-2,000,000	
次年度繰越金	3,811,321	2,810,628	2,811,128	500	

## 2) 役員改選（理事・監事）について（案）

（取扱注意）

No.	役職名	氏名	所属	電話番号
1	理事	長井 信之	機農高校卒	
2	〃	三宅 幸治	機農高校卒	
3	〃	山崎 恵子	三愛女子高校	
4	〃	浅野 政輝	とわの森三愛卒	
5	〃	野原 康一	とわの森三愛卒	
6	〃	堀内 信良	短期大学卒	
7	〃	幸田 幸弘	短期大学卒	
8	〃	黒澤 敬三	短期大学卒	
9	〃	小山 久一	大学(酪農)卒	
10	〃	佐藤 元昭	大学(酪農)卒	
11	〃	加藤 清雄	大学(獣医)卒	
12	〃	高橋 俊彦	大学(獣医)卒	
13	〃	上村 篤正	大学(食科)卒	
14	〃	浦上 渉	大学(食流)卒	
15	〃	山崎 耕太	大学(経環)卒	
16	〃	志田 和仁	大学(地環)卒	
17	〃	小笹 仁美	大学(生命)卒	
18	〃	下田 尊久	道第1地区会長	
19	〃	高谷富士雄	道第2地区会長	
20	〃	都築 信夫	道第3地区会長	
21	〃	岸本 源正	道第4地区会長	
22	〃	沢本 輝之	道第5地区会長	
23	〃	杉山 篤弥	東北地区会長	
24	〃	永井 勝	中部地区会長	
25	〃	岡田 勉	関東甲信越地区会長	
26		大津 初司	関東甲信越地区副会長	
27	〃	山本 浩光	近畿地区会長	
28	〃	立原 英夫	中国地区会長	
29	〃	渡辺 博文	四国地区会長	
30	〃	古賀 友英	九州地区会長	
31	監事	伊藤 明美	短期大学卒	
32	〃	菊池 直哉	大学(獣医)卒	

### 3) 会則改訂について (案)

(2015年5月28日改正)

#### 酪農学園同窓会会則 (案)

(名称)

第1条 本会は、酪農学園同窓会 (以下「本会」という。) と称する。

(事務所)

第2条 本会は、北海道江別市文京台緑町582番地の酪農学園同窓生会館に事務所を置く。

(目的)

第3条 本会は、単位同窓会、地区支部同窓会会員相互の親睦交流と酪農学園の建学の精神を広く社会に啓発し、かつ、自らの実践を図り、併せて酪農学園の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 同窓会会員名簿の作成および整備
- (2) 単位同窓会、地区同窓会および支部同窓会の活動支援
- (3) 同窓会誌等の発行
- (4) 酪農学園の諸事業への協力および支援
- (5) 各種の研究会または講演会の開催および支援
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本会は、単位同窓会、地区同窓会および支部同窓会で組織する。

(単位同窓会)

第6条 単位同窓会および単位同窓会を構成する学校は、次のとおりとする。

- (1) 酪農学園とわの森三愛高等学校同窓会連合会  
学校名：北海道酪農義塾、興農義塾野幌機農学校、野幌機農高等学校、酪農学園機農高等学校、酪農学園大学附属高等学校、酪農学園女子高等学校、三愛女子高等学校、とわの森三愛高等学校
- (2) 酪農学園大学短期大学部同窓会  
学校名：酪農学園大学部、酪農学園短期大学、北海道文理科短期大学、酪農学園大学短期大学部
- (3) 酪農学園大学同窓会校友会  
学校名：酪農学園大学、酪農学園大学大学院
- (4) 酪農学園短期大学酪農学校同窓会  
学校名：野幌高等酪農学校、酪農学園短期大学酪農学校

(地区同窓会)

第7条 地区同窓会は、次のとおりとする。

- (1) 北海道地区 (5地区)
- (2) 東北地区
- (3) 関東甲信越地区
- (4) 中部地区
- (5) 近畿地区
- (6) 中国地区
- (7) 四国地区
- (8) 九州地区

2 地区同窓会を組織する支部同窓会は、別表1のとおりとする。

3 地区同窓会の設置は、理事会の議を経て、代議員会で決定する。

4 地区同窓会会長の選任は、所属地区同窓会で決定する。

(支部同窓会)

第8条 支部同窓会は、別表1のとおりとする。

2 支部同窓会の設置は、理事会の議を経て、代議員会で決定する。

3 支部同窓会会長の選任は、支部同窓会役員の互選による。

(会員)

第9条 本会の会員は、第6条に規定する各单位同窓会の会員とする。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事 30名以内 (会長、副会長を含む。)
- (4) 監事 2名

(理事)

第11条 本会の理事は、30名以内とし、次に掲げる者とする。

- (1) 単位同窓会の推薦による者 17名以内
- (2) 地区同窓会会長等 13名以内

ただし、関東甲信越地区は地域性や会員数を考慮し、理事2名とする。

(会長および副会長)

第12条 会長および副会長の選任は、理事の互選による。

2 会長は、本会を代表して会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(監事)

第13条 監事は、単位同窓会の推薦による者のうちから、代議員の同意を得て、会長が選任する。

2 監事は、本会の理事または代議員を兼ねることはできない。

3 監事は、理事会および代議員会に出席して意見を述べることができる。

4 監事は、本会の業務および財産等の状況を毎会計年度に監査し、その結果を理事会および代議員会に報告する。

(役員任期)

第14条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠者および補充者の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 会長の在任は、連続3期または通算9年以内とする。

(会議)

第15条 本会の運営を円滑にするために、次の会議を置く。

(1) 理事会

(2) 代議員会

(3) 特別委員会

(理事会)

第16条 本会に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

3 理事会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、または理事現員の3分の2以上の理事から理事会招集を請求された場合は、臨時に開催することができる。

4 理事会は、理事現員の過半数の出席により開催し、出席理事の過半数により議決する。

5 理事会にあらかじめ書面で意思を表示した者は出席とみなす。

6 理事会で審議または決定する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 会則の改正

(2) 会長および副会長の選任

(3) 事業計画および収支予算

(4) 事業報告および収支決算

(5) その他会務の執行に必要な事項

(代議員会)

第 17 条 本会の最高決議機関として、代議員をもって組織する代議員会を置く。

- 2 代議員会は、会長が招集し、議長は代議員の互選による。
- 3 代議員会は、年 1 回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、または代議員現員の 3 分の 2 以上の代議員から代議員会招集を請求された場合は、臨時に開催することができる。
- 4 代議員会は、代議員現員の過半数の出席により開催し、出席代議員の過半数により議決する。
- 5 代議員会にあらかじめ書面で意思を表示した者は出席とみなす。
- 6 代議員会で議決すべき事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 会則の改正
  - (2) 理事の選任
  - (3) 監事の選任
  - (4) 事業計画および収支予算
  - (5) 事業報告および収支決算
  - (6) その他会務の執行に必要な事項

(代議員)

第 18 条 本会の代議員は 56 名 以内とし、次に掲げる者とする。

- (1) 単位同窓会の選任による者 32 名以内
- (2) 地区同窓会の選任による支部同窓会長 24 名以内

(特別委員会)

第 19 条 本会の重要課題を検討するために、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会は、会長が理事会または代議員会の同意を得て設置する。

(代議員の任期)

第 20 条 代議員の任期は、3 年 とする。ただし、補欠者および補充者の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- 2 代議員は、再任されることができる。

(名誉会長)

第 21 条 本会に名誉会長を置くことができる。

(顧問)

第 22 条 本会に顧問を置くことができる。

(運営費)

第 23 条 本会の運営費は、単位同窓会の負担金、寄付金およびその他の収入をもってあてる。



(会計)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 会計年度終了後、2ヶ月以内に決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

3 その他 会計に関する規程は別に定める。

(評議員)

第25条 酪農学園寄附行為第27条1項2号に基づく同窓会推薦の評議員候補者は、本会理事等の互選により選出される。

(事務局)

第26条 本会の運営管理業務を円滑に推進するために事務局を置く。

2 事務局に、会長が指名する事務局長を置く。

3 事務局に、事務局員を置く。

(実施規則)

第27条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関しての必要な事項は、理事会の議を経て、代議員会で決定する。

(会則改廃)

第28条 本会則の改廃は、理事会の議を経て、代議員会で決定する。

附則

この会則は、昭和48年6月23日より施行する。

この会則の改正は、昭和62年6月9日から施行する。

この会則の改正は、昭和63年5月30日から施行する。

この会則の改正は、平成3年3月31日から施行する。

この会則の改正は、平成10年5月26日から施行する。

この会則の改正は、平成12年5月25日から施行する。

この会則の改正は、平成13年5月25日から施行する。

この会則の改正は、平成15年5月28日から施行する。

この会則の改正は、平成19年5月31日から施行する。

この会則の改正は、理事会・評議員会・幹事会決定の日（平成21年5月29日）から施行する。

この会則の改正は、平成24年3月23日から施行する。

この会則の改正は、平成27年5月28日から施行する。

別表 1

地区同窓会及び支部同窓会

地区同窓会名	支部同窓会名（都道府県別・北海道は総合振興局別）	支部数
1. 北海道第一地区（石狩）	石狩（3支部）	3支部
2. 北海道第二地区（道央）	日高、胆振、空知（各2支部）	6支部
3. 北海道第三地区（道南）	渡島、桧山、後志（各2支部）	6支部
4. 北海道第四地区（道北）	上川、留萌（各2支部）、宗谷	5支部
5. 北海道第五地区（道東）	釧路、網走（各2支部）、根室、十勝	6支部
6. 東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	6支部
7. 関東甲信越地区	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	10支部
8. 中部地区	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	7支部
9. 近畿地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	6支部
10. 中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	5支部
11. 四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	4支部
12. 九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	8支部
		72支部

## 1. その他

代議員名簿（2015.05.28 現在）（役員改選等に伴う一部変更）

取扱注意

No.	氏名	所属	No.	氏名	所属
1	板倉 敏雄	機農高校卒	1	村上 隆彦	北海道第1地区
2	新谷 良一	機農高校卒	2	藤本 謹也	北海道第1地区
3	大川 建雄	機農高校卒	3	井澤 敏郎	北海道第2地区
4	上野 秀樹	機農高校卒	4	*篠原 一寿	北海道第2地区
5	佐倉 肇	短期大学卒	5	安藤 廣	北海道第3地区
6	大同 勝則	短期大学卒	6	片桐 哲男	北海道第3地区
7	筒井 静子	短期大学卒	7	土谷 恒男	北海道第4地区
8	川端 幸枝	短期大学卒	8	*高橋 毅	北海道第4地区
9	伊藤 博之	短期大学卒	9	菊地 誠道	北海道第5地区
10	富井 清	短期大学卒	10	森田 正治	北海道第5地区
11	賀川 和子	三愛女子高校卒	11	*未 定	東北地区
12	山崎 広子	三愛女子高校卒	12	*飯塚 尚峯	東北地区
13	桂川 育美	とわの森三愛卒	13	齊藤 達夫	関東甲信越地区
14	國松亜衣子	とわの森三愛卒	14	田中 清司	関東甲信越地区
15	加藤 由郎	とわの森三愛卒	15	*仲村 和典	中部地区
16	伊藤 俊文	とわの森三愛卒	16	*加藤 正木	中部地区
17	小阪 進一	酪農学園大酪農	17	向井 裕	近畿地区
18	中田 和孝	酪農学園大酪農	18	澤竹 孝幸	近畿地区
19	白倉 敏美	酪農学園大農経	19	*安場 靖	中国地区
20	加藤 浩	酪農学園大農経	20	温泉川寛明	中国地区
21	野上 良邦	酪農学園大獣医	21	本田 武	四国地区
22	南 繁	酪農学園大獣医	22	*宮本 勇清	四国地区
23	米田 保範	酪農学園大食科	23	樺木野 昂	九州地区
24	大久保大悟	酪農学園大食科	24	竹中 勝雄	九州地区
25	西田 智	酪農学園大食流			
26	松本 美哉	酪農学園大食流		*役員改選等による変更	
27	島田 恵子	酪農学園大経環			
28	永田 真弓	酪農学園大経環			
29	吉田 陽平	酪農学園大地域			
30	*立川 直生	酪農学園大地域			
31	澄川 大輔	酪農学園大生命			
32	高松 純奈	酪農学園大生命			